


おしらせHOTコーナー

特定健診が始まります

**特定健診は4月1日から受診できます
継続的に受診することが重要です!**

対象者	昭和21年4月1日～昭和56年3月31日生まれの八潮市国民健康保険被保険者	 早期受診がおすすめです
実施期間	4月1日～11月30日	
負担金	500円 ※平成31年度に住民税非課税世帯の方、令和2年度に40歳になる方は無料	
受診券等	対象者の方へ、受診券および健診内容などを記載したものを個別に発送します。	
発送時期	受診券などの発送時期は、次のとおりです。 2月までの国保加入者 → 3月末 3月中の国保加入者 → 4月末 4月中の国保加入者 → 5月末	
その他	後期高齢者医療被保険者の方にも、上記と同様に受診券などを発送します。	

問 国保年金課 ☎ 214

ふれあい福祉コーナー

高齢者を見守る地域のネットワーク

高齢者が、住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるように、地域の皆さんによる見守り体制にご協力ください。

市では地域の方や事業所の協力により、日ごろの活動の中で高齢者を見守る「高齢者支援ネットワーク」体制を整えています。この高齢者支援ネットワークには次の2つの役割があります。

①高齢者の見守り体制

地域を巡回している事業所や高齢者が立ち寄る商店などの協力により、気にかかる高齢者を見つけた場合に協力事業所が市や地域包括支援センターへ連絡します。

②徘徊した高齢者の早期発見体制

自宅に戻れなくなっている高齢者の情報を市から協力事業所にメールで送信し、発見の協力依頼を行います。



協力事業所の募集

高齢者支援ネットワークに協力していただける事業所を募集しています。登録した事業所には、ステッカーを配布しますので、店頭、車、バイクなどに貼ってネットワーク活動の周知にご協力ください。

法律相談コラム

法律相談などで多い事例とそのアドバイス

遺留分制度

質問

母が亡くなりました。父は既に亡くなっており、母の子である私(A男)と私の妹(B子)の2人が相続人になります。母の相続については、母の全財産をB子に相続させる旨の遺言公正証書がありました。母の財産は、甲土地(評価額2,500万円)と乙土地(評価額3,500万円)だけであり、預貯金や借金はありませんでした。なお、甲土地および乙土地の名義は、既にB子に変更されています。この場合、私は何も取得することができないのでしょうか。

回答

本件では、被相続人の子であるA男さんには遺留分があります。被相続人の子の場合、法定相続分の2分の1が遺留分となることから、A男さんの法定相続分は2分の1であることから、A男さんの遺留分は4分の1となります。そのため、全財産をB子さんに相続させる旨の遺言はA男さんの遺留分を侵害していることとなります。もっとも、このような場合、A男さんがB子さんに対してどのような請求ができるかは、昨年の民法改正により、被相続人の死亡時期によって結論が異なることとなります。

この点、令和元年7月1日以降に死亡している場合には、現行民法の適用を受けるため、A男さんは、遺留分侵害額請求をすることができます。遺留分侵害額請求の場合、A男さんは、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を求められますので、B子さんに対して、土地の合計評価額6,000万円の4分の1にあたる1,500万円の支払いを請求することになります。

他方、令和元年7月1日より前に死亡している場合には、改正前民法の適用を受けるため、A男さんは、遺留分減殺請求をすることができます。遺留分減殺請求の場合、A男さんは、甲土地と乙土地について遺留分に相当する持分を有することになりますので、B子さんに対して、甲土地と乙土地の持分各4分の1の所有権移転登記請求をすることになります。そのため、改正前民法の下では、A男さんは、B子さんが持分の代わりにその価額弁償金を支払う意思を示さない限り、金銭の支払いは受けることができないこととなります。

以上のように、被相続人の死亡時期によって、一次的にどのような請求ができるのか変わってきますので注意が必要です。

問 埼玉弁護士会越谷支部 ☎ 962-1188 福山茂志(弁護士)

認知症のある高齢者を 介護しているご家族の方

徘徊した高齢者の早期発見体制に事前に登録することにより、迅速に発見の協力依頼を行うことができます。登録については、長寿介護課の窓口へご相談ください。

身近に次のような気になる方が いましたら、ご相談ください。

- ・郵便受けや玄関などが郵便物や新聞でいっぱいになっている。
- ・一人暮らしや高齢者世帯で、最近姿を見かけなくなった。
- ・いつも同じ服、季節にそぐわない服を着て歩いている。
- ・急激に痩せたように見える。
- ・どなり声や大きな物音がたびたび聞こえる。
- ・家族が介護でとても疲れている、身近に相談できる人がいないようだ。

問 長寿介護課 ☎ 448

相談窓口	電話番号
東部地域包括支援センター やしお苑	☎998-8895
西部地域包括支援センター ケアセンター八潮	☎994-5562
南部地域包括支援センター 埼玉回生病院	☎999-7717
北部地域包括支援センター やしお寿苑	☎930-5123

行ってみたい となりに まち

今月はお休みします。各市町のイベントについては、各市町のホームページをご覧ください。

ごみ収集カレンダーについて

令和2年度のごみ収集カレンダーは、市役所および市内各公共施設の窓口で配布しています。また、市のホームページにも掲載しています。収集日や地区により種類が分かれていますので、対応するカレンダーをご確認ください。

※家庭ごみは、収集日の朝8時までにお出してください。

問 環境リサイクル課 ☎ 234

公共施設

- ・市役所
- ・リサイクルプラザ
- ・水道部
- ・コミュニティセンター
- ・資料館
- ・ゆまにて
- ・エイトアリーナ
- ・文化スポーツセンター
- ・保健センター
- ・やしお生涯学習館
- ・八潮メセナ
- ・八條図書館
- ・八幡図書館
- ・寿楽荘
- ・駅前出張所

新しく入った両館所蔵の図書の一部を紹介いたします。

- 一般書
 - 「奈落」 古市憲寿 著
 - 「金太郎館」 磯崎憲一郎 著
 - 「ママ」 磯崎憲一郎 著
 - 「インタビューズ」 神津凜子 著
 - 「山岳捜査」 堂場瞬一 著
 - 「最高の任務」 笹本稜平 著
- 児童書
 - 「走る図書館が生まれた日」 乗代雄介 著
 - 「シャリー・グリーン」 渋谷弘子 訳
 - 「地図で見る日本の地震」 山川徹 文 寒川旭 監修
 - 「たまごの図鑑」 大木邦彦文・構成 今泉忠明 監修
 - 「やきいもとおにぎり」 みやにしたつや 作・絵
 - 「チョコレート・ウォーズ」 エリス・ドララン作 三辺律子訳

■4月の上映会の日

- 八條図書館
 - ▼児童向け 11月5日(日) 午前11時～、12日(日)午後2時～
 - ▼一般向け 11月19日(日)・29日(祝) 午後2時～
- 八幡図書館
 - ▼児童向け 11月12日(日)・26日(日) 午後2時～

※上映内容など、詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

■4月の休館日

八幡・八條図書館 毎週月曜日
駅前出張所図書室 毎週土・日曜日、29日(祝)

だより

図書館

八幡 ☎995-6215
八條 ☎994-5500